



救急医療情報キットの設置について

(専用容器)

ご理解とご協力を

お年寄りや障がいのある方が、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときのために「救急医療情報キット」(専用容器)の設置を始めます。

社会福祉協議会の職員が対象となるお宅を訪問し、「救急医療情報キット」に必要な事項を記入し、これを冷蔵庫に保管して災害や緊急時に活用します。

また、救急医療情報キットが設置されているお宅のご近所にお住まいの方は、「地域支援者」として日常の見守りや災害時の避難誘導にご協力をお願いします。

救急医療情報キットとは

高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、緊急連絡先、かかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報(写)、診察券(写)、健康保険証(写)、運転免許証(写)または本人の写真などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで救急隊員がその情報を活用して適切な救急医療に活かすことができます。



地域支援者または本人が救急通報。



医療情報・緊急連絡先を確認。

救急医療情報キットの設置対象者は

町内に居住し、次のいずれかに該当する見守りが必要な方で、災害発生時に自力での避難が困難な者(入院又は入所している者を除く。)

- (1) 65歳以上の独居高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 介護保険認定者のうち、在宅にてサービスを利用している要介護度3~5の者
- (3) 身体障害者手帳1・2級保持者
- (4) 療育手帳A・B保持者
- (5) その他災害時において配慮を必要とすると認められる者



迅速に適切な判断に役立てられます。

安心・安全のまちづくり



※この事業は、役場だより6ページ掲載の台帳作成と同一事業です。
町からの委託事業として本会で実施します。

- ①救急時に必要な情報をひとつにまとめて保管することで、救急隊・病院が迅速に救急救命活動を行えるようにするためのものです。
- ②災害時等の緊急時に緊急連絡先の方に連絡がとれ情報伝達に役立てられます。

救急医療情報キットに入れる物

①申請書(写)

③薬剤情報(写)

④診察券(写)

②免許証(写)

⑤健康保険証(写)

地域支援者とは

登録者(救急医療情報キットを設置された方で同意が得られた方)に対する日常からの見守りや、災害が発生しそうな場合及び発生した時に情報を伝えたり一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方です。

緊急時すぐに支援が出来るように、登録者の隣近所の方々をお願いしたいと考えています。責任を問うものではありません。普段からのより良い近所づきあいに心がけ、その中で支援していただければ結構です。社会福祉協議会職員または登録者本人が、ご協力をお願いに伺った時はよろしくお願いいたします。

救急医療情報キットを設置された方(災害時要援護者)

この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い(共助)によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

登録したからといって、災害の状況などによっては、必ずしも支援が受けられるとは限りません。また、地域支援者が、責任を負うものでもありません。

支援を希望される方自身も、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持って、日頃から積極的に周囲の方々とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。